

令和 3 年 5 月 28 日  
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業  
「東京国際空港警備業務請負」の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省東京航空局の東京国際空港警備業務請負については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により平成28年4月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は2期目である。

1) 業務内容

本事業は航空機の安全運航を阻害する制限区域内等への不法侵入及び航空法第53条で定める禁止行為の未然防止並びに、東京空港事務所庁舎等及び庁舎敷地内の保安の維持等を図るため警備業務を実施するものである。

2) 契約期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間

3) 受託事業者

首都圏ビルサービス協同組合

4) 実施状況評価期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間

5) 受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、総合評価方式により実施することとしており、平成30年12月27日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

平成30年2月4日に開札した結果、予定価格の範囲内の入札は1者であり、総合評価の結果、首都圏ビルサービス協同組合を受託事業者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

本業務における民間競争入札実施要項（平成30年11月。以下「実施要項」という。）において定めた受託事業者が確保すべきサービスの質及び達成すべき水準の達成状況に対する、当局の評価は以下のとおり。

基本方針	要求事項	測定指標	結果
警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用を可能とすること。	信頼性の確保	本業務の不備に起因して、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこと。	日々、受託事業者より提出される日報を監督職員が検査を実施し、要員が適切に配置され、警備システム監視や、巡回警備を切れ間無く実施していることを確認しており、警戒・監視業務停止件数は0件であった。
		業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこと。	空港の運用に影響を与える事故及び物損事故の発生件数0件であった。
	事案発生時の措置	制限区域及び庁舎内に侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置を行うこと。	制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置ができない件数は0件であった。

また、本業務実施要項1.2.2に示す、各業務において確保すべき水準に関し、受託事業者が実施した、業務の実施状況は以下のとおり。

基本的な方針	業務種別	確保すべき水準	実施状況
各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、業務基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	警備統括	指定された担当業務を実施し、適切な統括責任体制を有すること。	監督職員の指示の下、警備全体の統括責任者として、警備員に適切な指示を行うとともに、監督職員への報告も行い、適切な統括責任体制を有していることを当局職員への聞き取り及び日報で確認した。
	警備システム監視	指定された担当業務を実施し、適切な端末操作により、空港全体の警戒・監視と警備状態の把握を行うこと。	センサー、カメラの警備システムを適切に使用し必要な警戒・監視を行っていることを、同室で監督を行っている当局職員への聞き取り及び日報で確認した。
	巡回警備	指定された担当業務を実施し、適切な警戒・監視を行うこと。	車両により適切な警戒巡回を行っていることを、不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、業務日報で確認した。
	SRA立入検査	指定された担当業務を実施し、適切な検査を行うこと。	制限区域内の指定された区域へ立入る者及び車両に対し所持品等適切な検査を行っていることを不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、業務日報で確認している。

	立哨警備	指定された担当業務を実施し、適切な出入管理を行うこと。	制限区域内への立入りを承認された者及び車両に対し適切な出入管理及び周辺の警戒監視を行ったことを不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、日報で確認した。
	庁舎等警備	指定された担当業務を実施し、適切な警戒・監視を行うこと。	指定された担当業務を適切に実施したことを、日常的に職員が入退庁する際に、確実に業務が遂行されているかどうかの確認を実施。また業務日報で確認している。

【所見】

適切な実施体制が組み立てられており、確保すべき基本的水準は全て達成できており、警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用に寄与している。

3. 実施経費の状況及び評価（※金額は全て税抜）

1) 3カ年契約金額（消費税抜き）

ア 契約金額 ¥3,024,621,600円 入札者数1者

イ 1年あたりの平均金額 ¥1,008,207,200-

2) 市場化テスト前後の経費の比較

市場化テスト前後の契約金額比較表（消費税抜き）

(円)

契約区分	市場化テスト前		市場化テスト ①	市場化テスト ②	比較(C)-(A)	
	H26年度	H27年度	H28～30年度	H31～R3年度	金額	比率
		(A)	(B)	(C)		
契約金額	476,400,000	588,376,000	657,000,000	1,008,207,200	419,831,200	71.4%
契約金額から増加した金額の内訳					金額	比率
増加業務	① 年間臨時警備分				10,605,505	1.8%
	② 警備時間の変更				77,213,437	13.1%
	③ 国際線 SRA 検査の全域化に伴うポスト数の増				279,375,951	47.5%
	④ 平成27年度からの増加額				52,636,307	8.9%

警備業務請負について、市場化テスト2期目における経費と市場化テスト直前（別紙参照）（平成27年度）の1年の契約平均額を比較すると419,831,200円（71.4%）の増となった。

このうち、10,605,505円（1.8%）は通常警備以外の、VIP等が来た場合の特別警備費用となっており、年のVIPの来港回数により変動するものです。

次に、77,213,437円（13.1%）については、平成27年4月より、空港のゲートにて立哨警備を行っている警備員の警備時間が変更された事に伴う増となっております。

次に、279,375,951円（47.5%）については、SRA検査という国際基準に準じた検査を行う要員を増やす必要が生じ、平成30年度までは13ポストであったが、平成31年度より28ポストまで増やした事による増となる。

最後に平成27年度から増加業務以外で増加した額52,636,307円（8.9%）については、労働単価が、市場化テスト直前の平成27年度単価より市場化テスト実施期間中の平成31年度単価の方が上昇しているためであり、この大きな要因として、2020年に実施予定であった東京オリンピック・パラリンピックに向けて、警備業務の需要増により要員確保が非常に難しい状況となっている（表1参照）。

最低賃金は平成27年度より平成31年度とでは表2のとおり11.7%上昇しており、労働単価が大幅に上昇している中で、契約額が52,636,307円（8.9%）の上昇のみに抑えられたことは、実質的に経費が節減できていると評価できる。

表1 職業別有効求人倍率（パートタイムを除く常用）（単位：倍）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
保安の職業	5.76	6.89	8.48	8.30	6.82
全体	1.11	1.27	1.54	1.51	1.04

出所：厚生労働省 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）

表2 地域別最低賃金改定状況（単位：円／1時間）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
東京都	907	932	958	985	1,013	1,013

出所：厚生労働省官 地域別最低賃金改定状況

#### 4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

##### ○ 巡回業務における車両事故回避に関する提案

通常運転時の事故回避のため、仕様書に規定する以上の自動衝突回避装置等が付いている安全性能の高い車両を配備がなされ、安全性の向上が行われた。

##### ○ 警備本部に関する提案

警備本部を設置したことにより、仕様以上の人員が配置され、本部要員が巡視を行い、警備に当たっている警備員の健康状態や業務実施状況を把握することで、確実な業務の質を向上させることができおり、また、突発的な警備機器故障時の増員対応においても迅速な対応が行われていた。

- 緊急時対応の動員増に関する提案  
羽田空港内、空港近辺に多くの職場を抱えており、緊急時において、業務を継続する上で監督職員の指示に従い迅速に警備員の動員増が行われていた。
- 警備員の教育、訓練体制に関する提案  
空港警備が特殊性であるため、施設警備、空港保安警備双方の基本から応用について警備員に応じた必要な教育訓練が行われていた。

## 5. 競争性改善のための取組み

- 市場化テスト1期目（平成28年度～平成30年度）における取組み
  - 業務内容、提案の評価基準を明確化した
- 市場化テスト2期目（平成31年度～令和3年度）における取組み
  - 入札参加グループの構成について、例を挙げた
  - 加算点項目における実績要件の緩和
  - 業務理解を深めるため、更なる実施情報を開示するとともに、業務説明会を企画し、ホームページで参加者を募集

市場化テスト1期目から上記のとおり競争性を確保するための取組みを実施してきたものの、今回応札者については1者であり競争性確保に課題が残った。民間事業者にヒアリングを行ったが、警備員の確保が厳しい状況の中、平成31年度以降、当該業務の事業規模が大きくなることから、要員確保が難しいとの回答であった。

## 6. 全体的な評価

達成すべき質の達成状況については、上記2のとおり、信頼性の確保、事案発生時の措置について、確保されるべき質を満足するものであり、また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、巡回業務における車両事故回避に関する提案について、通常運転時の事故回避のため自動衝突回避装置等が付いている安全性能の高い車両を配備し事故回避に努め、空港の運用に影響を与える事故及び物損事故は0件であった。その他の民間事業者の創意工夫による改善提案については、適切な対応が図られたことは評価することができる。

実施経費についても、労務単価が市場化テスト前と比較すると11.7%と大幅な上昇がみられたにも係わらず、契約金額の上昇が市場化テスト前と比較すると8.9%の上昇にとどまったことから、実質的には経費が削減されていると評価できる。

他方、競争性を確保するため、上記のとおり様々な取組みを実施してきたものの、応札者については1者であり競争性確保に課題が残った。

## 7. 今後の方針

- (1) 本事業の市場化テストは今期が2期目であるが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務にかかる法令違反行為等を行った事案はなかった。
  - ② 国土交通省東京航空局内に設置されている総合評価委員会は、外部有識者（大学教授、弁護士）で構成され、契約の点検・見直し等を行う「入札監視委員会」も設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
  - ③ 入札参加者は1者であり競争性は確保されなかった。
  - ④ 対象公共サービスの確保されるべき質については、目標を達成していた。
  - ⑤ 従来経費と今期の契約金額を比較すると8.9%上昇していたが、人件費が11.7%と大幅に上昇している中で、上昇分がこれだけに抑えられたことは、実質的には経費が削減されていると評価できる。
- (2) 本事業は市場化テスト2期目であり、これまで等級の拡大、入札スケジュールの確保、入札参加グループによる入札、広報等実施してきた。現在、受注している首都圏ビルサービス協同組合は、平成26年度から東京国際空港の警備業務請負を実施しており、優位性があると考えられるが、今後も競争性確保のために積極的な広報を実施していく。
- (3) 以上のとおり、競争性に課題が残るが、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定Ⅱ. 1（2））の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、国土交通省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてまいりたい。

以 上